

## 取 扱 基 準

名 称	新潟市家庭系生ごみ処理器購入費補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	家庭用生ごみ処理器の購入に対し補助金を交付するもの
目 標	数値化 <input type="checkbox"/> 非数値化 <input checked="" type="checkbox"/>
	一般家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するとともに、生ごみについては唯一家庭で資源化が可能なことから、機器等の購入補助を行い、リサイクル・ごみ問題に対する市民意識の高揚を図る <目標が数値でない場合の評価方法> 生ごみの減量・資源化について、年度末に実施するアンケートにおいて活用状況、成果等々を評価
補助事業者	自らの家庭から排出される生ごみを処理するため、処理器を購入し、設置した者で、次に掲げる要件を備えた者とする。 (1) 市内に住所を有し、かつ居住しているものであって、法人その他の団体でないもの。 (2) 購入した処理器を適切かつ安全に使用及び管理できること。 (3) 処理器から排出された処理物を適切に利用し、若しくは環境衛生上支障のないように処理できること。
補助対象経費の内 容	機器本体の購入価格とし、配達料や別売りの付属品及び工事費等を含まない金額で、値引きや保有ポイント使用分等を差し引いた実費支払い予定額。
補助額及びその算定方法又は補助率	【電動生ごみ処理機】購入価格の2分の1以内の額とし、2万円を限度とする。また、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。交付は、1世帯1台限りとする。ただし、交付を受けた年度から6年を経過した場合はこの限りではない。 【コンポスト・EMボカシ容器】購入価格の2分の1以内の額とし、3千円を限度とする。また、補助金の額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。交付は申請をしようとする日に属する年度において、コンポスト容器は1世帯1基限り、EMボカシ容器は1世帯2基までとする。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 本市において、生ごみの減量及び資源化に有益であるため。また、補助率・上限額とも他の政令市等の状況も勘案し、普及啓発に適した額を決定
開始時期	令和 3年 4月 1日
評価の時期	令和 5年 9月30日
終 期	令和 6年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	[内容] 補助事業者が個人であるため、情報の公開は行いません。 [媒体]
担当部署	環境部循環社会推進課企画グループ 電 話 025-226-1391 e-mail junsui@city.niigata.lg.jp